

VI 介護保険事業計画の概要

第1節 高齢者人口・要介護（要支援）認定者数 及び介護サービス利用者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

人口推計の方法は、平成22年と平成23年の住民基本台帳及び外国人登録者数を基に推計しました。

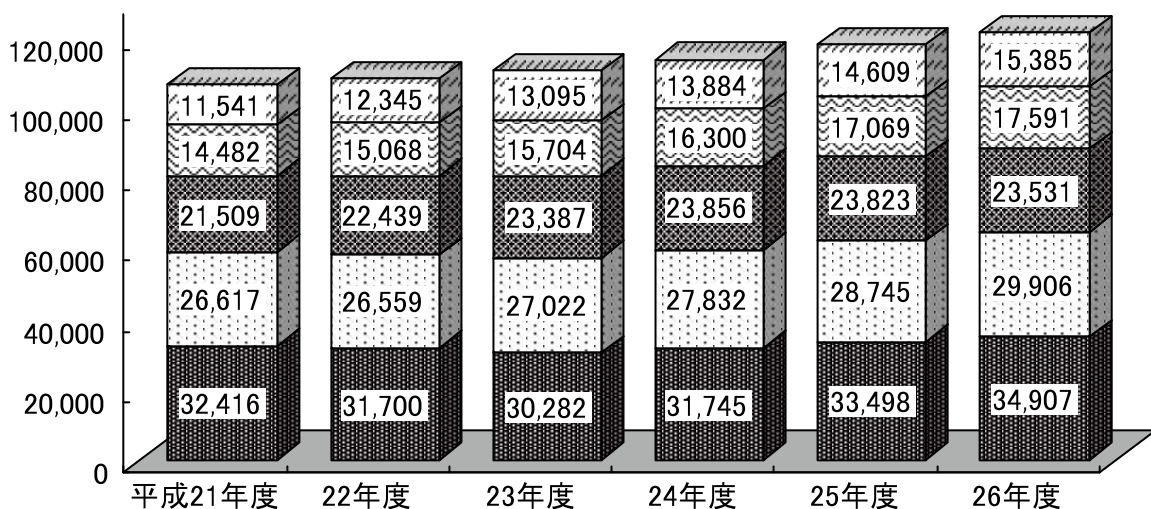
第1号被保険者数は、団塊の世代の方が65歳に到達するのに伴い、今後さらに増加すると見込まれます。要介護（要支援）者の割合が急速に高くなる後期高齢者（75歳以上）の人口は、今後3年間で約4,300人増加すると推計されます。

（高齢者人口の推計）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	536,404	536,433	535,802	536,816	537,623	538,242
40歳以上65歳未満 （第2号被保険者）	176,259	178,750	181,745	181,422	181,731	182,141
65歳以上人口 第1号被保険者	106,565 100.0%	108,111 100.0%	109,490 100.0%	113,617 100.0%	117,744 100.0%	121,320 100.0%
65歳以上75歳未満 前期高齢化率（%）	59,033 55.4%	58,259 53.9%	57,304 52.3%	59,577 52.4%	62,243 52.9%	64,813 53.4%
75歳以上 後期高齢化率（%）	47,532 44.6%	49,852 46.1%	52,186 47.7%	54,040 47.6%	55,501 47.1%	56,507 46.6%
高齢化率（%）	19.9%	20.2%	20.4%	21.2%	21.9%	22.5%

※各年度10月1日現在（外国人登録者含む）

■ 65～69歳 □ 70～74歳 ■ 75～79歳 □ 80～84歳 □ 85歳以上



(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

高齢者数の増加とともに、要介護（要支援）認定者数も増加しています。

特に、要支援認定者は、要介護認定者と比較して著しく増加しています。

平成26年度までに、要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）は約4千人の増加が見込まれます。

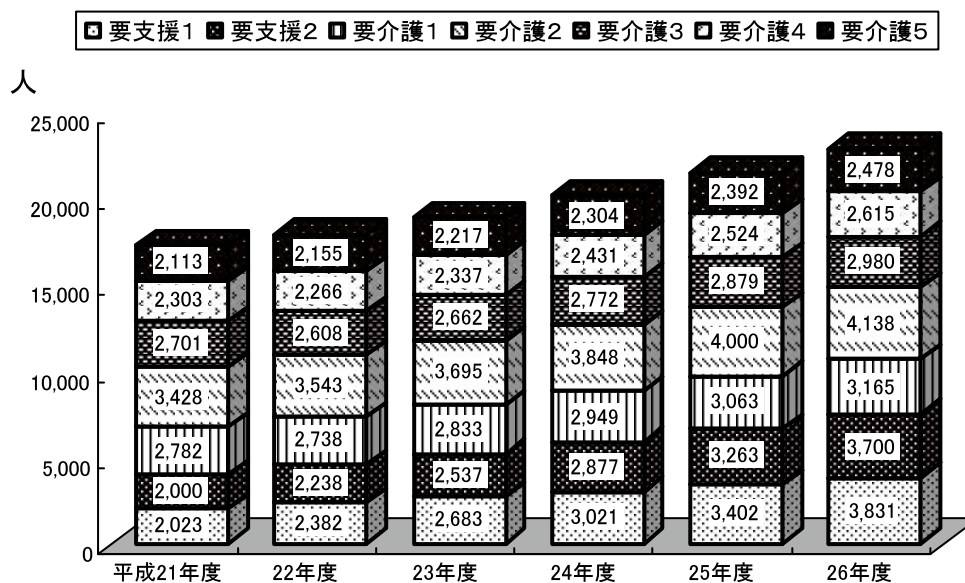
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1号被保険者数	106,565	108,111	109,490	113,617	117,744	121,320
認定者数	17,350	17,930	18,964	20,202	21,523	22,907
要支援1	2,023	2,382	2,683	3,021	3,402	3,831
要支援2	2,000	2,238	2,537	2,877	3,263	3,700
要介護1	2,782	2,738	2,833	2,949	3,063	3,165
要介護2	3,428	3,543	3,695	3,848	4,000	4,138
要介護3	2,701	2,608	2,662	2,772	2,879	2,980
要介護4	2,303	2,266	2,337	2,431	2,524	2,615
要介護5	2,113	2,155	2,217	2,304	2,392	2,478
認定率	16.3%	16.6%	17.3%	17.8%	18.3%	18.9%

※各年度10月1日現在の数値

※認定者数は第1号被保険者のみ（第2号被保険者は含まず）

※認定率は、要介護（要支援）認定者数／第1号被保険者数

要介護度別認定者数の推計



(3) 介護サービス利用者数の推計

単位：人

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護（要支援）認定者数	17,929	18,496	19,563	20,801	22,123	23,511
居宅サービス利用者	11,180	11,709	12,518	13,232	14,221	15,103
地域密着型サービス利用者	755	801	847	1,080	1,288	1,466
施設サービス利用者	2,585	2,635	2,550	2,741	2,758	2,933
サービス未利用者	4,239	4,403	4,530	4,828	5,144	5,475

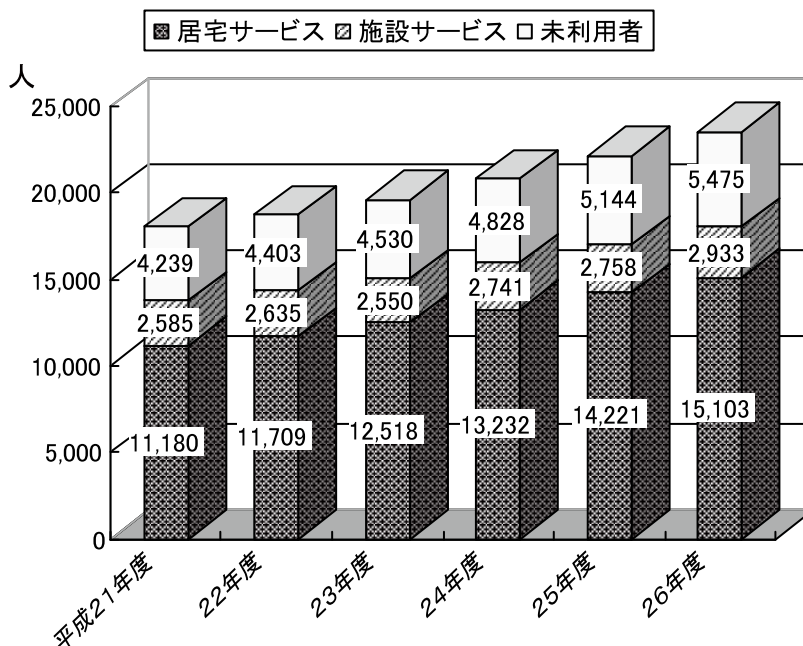
※認定者：各年度10月1日現在（第2号被保険者含む）、平成24～26年度は見込数

※利用者数・サービス未利用者数について、平成21～23年度は10月利用分、平成24～26年度は見込

※居宅サービス：（予防を含む）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ショート）、短期入所療養介護（医療ショート）、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）、福祉用具貸与

※地域密着型サービス：（予防を含む）夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設

※施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設



第2節 各サービス別利用者数及び利用量の見込

(1) 居宅サービス

- 介護サービス：要介護1～5と認定された方が利用できるサービスです。
- 介護予防サービス：要支援1・2と認定された方が利用できるサービスです。

要介護（要支援）認定者数の増加とともにサービス利用者は増える見込まれます。

表の各数値について

※年間延利用者数及び延利用回数を表しています。

※平成23年度は4～10月審査分から推計しています。

※平成24～26年度は利用量の見込です。

①訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、入浴、排せつ、食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。

今後は高齢者の増加に伴い、需要の増加とともに早朝、夜間、深夜のサービスの利用を望む利用者も多くなると見込まれます。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問介護	(人)	53,027	51,691	58,595	60,980	63,347	65,550
	(千回)	1,012	965	1,122	1,167	1,212	1,254
介護予防訪問介護	(人)	18,978	21,504	25,172	28,442	32,140	36,316

※介護予防訪問介護については、月当たりの包括報酬のため、回数は設定できない

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴介護	(人)	6,087	6,247	6,785	7,061	7,335	7,590
	(千回)	27	28	30	31	32	33
介護予防訪問入浴介護	(人)	10	10	26	29	33	38
	(千回)	1	1	1	1	1	1

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護（要支援）者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅での能力に応じた自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざすものです。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問看護	(人)	12,399	12,940	13,992	14,561	15,127	15,653
	(千回)	64	66	66	68	71	73
介護予防訪問看護	(人)	540	727	990	1,119	1,264	1,428
	(千回)	2	3	4	4	5	5

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持回復、排せつや入浴などの日常生活をできるだけ自分で行えるようにリハビリテーションを行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問リハビリテーション	(人)	1,092	1,402	1,465	1,525	1,584	1,639
	(千回)	11	14	14	14	15	15
介護予防訪問リハビリテーション介護	(人)	70	122	145	164	185	209
	(千回)	1	2	2	2	2	2

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の健康管理や薬剤管理などの指導・助言を行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅療養管理指導	(人)	25,302	27,474	31,561	32,846	34,121	35,308
介護予防居宅療養管理指導	(人)	981	1,330	2,191	2,476	2,797	3,161

⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行う事で、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

デイサービスセンター等が、在宅の要介護（要支援）者を送迎し（または通い）入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、の日常の世話と機能訓練を提供します。

利用者数及び事業所数ともに大幅な増加傾向にあります。また、今後も高齢者の増加に伴い、需要の増加が見込まれます。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
通所介護	(人)	36,520	39,613	45,236	47,078	48,905	50,606
	(千回)	313	350	372	387	402	416
介護予防通所介護	(人)	9,008	10,593	13,253	14,975	16,921	19,120

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の要介護（要支援）者を送迎し（または通い）、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
リハビリテーション	(人)	11,930	12,134	13,398	13,943	14,485	14,988
	(千回)	88	90	96	100	103	106
介護予防通所リハビリテーション	(人)	1,585	2,205	2,864	3,236	3,657	4,132

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などを行います。

新たに整備する特別養護老人ホームに、短期入所の事業所を併設することにより、供給量の拡大が見込まれます。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所生活介護	(人)	7,672	7,859	8,659	9,012	9,361	9,687
	(千日)	58	60	68	70	73	75
介護予防短期入所生活介護	(人)	56	55	53	55	57	59
	(千日)	1	1	1	1	1	1

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

老人保健施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における療養上のお世話や日常生活上の介護、機能訓練などを行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所療養介護	(人)	1,807	1,907	2,099	2,184	2,269	2,348
	(千日)	14	14	16	17	17	18
介護予防短期入所療養介護	(人)	22	13	13	15	17	19
	(千日)	1	1	1	1	1	1

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）
 有料老人ホーム等に入居して、日常生活の支援や介護が受けられます。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
特定施設入居者生活介護	(人)	712	774	823	873	923	973
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	70	76	89	90	92	97

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など日常生活をできるだけ自分で行えるように、福祉用具を貸与します。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
福祉用具貸与	(人)	51,728	54,230	58,964	61,364	63,746	65,963
介護予防福祉用具貸与	(人)	4,218	61,29	8,342	9,426	10,651	12,035

⑫特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない用具の購入補助を行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
特定福祉用具販売	(人)	1,373	1,443	1,732	1,802	1,872	1,938
介護予防特定福祉用具販売	(人)	349	384	546	617	697	788

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、板橋区が事業所を指定するサービスです。利用できるのは原則板橋区民だけになります。

今後は、事業所の整備とともに利用者の増加が見込まれます。

表の各数値について

※年間延利用者数及び延利用回数を表しています。

※平成 23 年度は 4～8 月審査分から推計しています。

※平成 24～26 年度は利用量の見込です。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが連携しながら、定期巡回訪問または通報に応じた随時訪問による対応を行います。第 5 期から新たな地域密着型サービスとして創設されました。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)				0	360	720

②夜間対応型居宅介護

巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
夜間対応型訪問介護	(人)	178	248	317	330	343	355

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護（要支援）者に対し、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
認知症対応型通所介護	(人)	6,082	6,073	6,943	7,226	7,506	7,767
	(千回)	58	59	69	71	74	76
介護予防認知症対応型通所介護	(人)	18	20	13	15	17	19
	(千回)	1	1	1	1	1	1

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

身近な地域の小規模な施設で、「通い」を中心に「訪問」や「泊り」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等のサービスを行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小規模多機能型居宅介護	(人)	215	197	251	756	1,512	2,016
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	19	27	40	120	250	300

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）
 認知症高齢者に対して共同生活を通じて介護や支援、機能訓練などを提供します。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
認知症対応型共同生活介護	(人)	2,412	2,712	3,000	4,092	4,740	5,388
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	10	6	12	24	24	24

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の小規模な有料老人ホーム等で入居者に日常生活の支援や機能訓練を行います。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	120	120	120	120	120	120

⑦複合型サービス

医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて看護職員が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助（訪問看護）を行います。新たに創設された地域密着型サービスです。

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
複合型サービス	(人)				300	600	900

(3) 施設サービス

表の各数値について

※年間延利用者数を表しています。

※平成 23 年度は 4～8 月審査分から推計しています。

※平成 24～26 年度は利用量の見込です。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

生活全般に介護が必要な方が利用します。常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象です。食事・入浴・排せつなど日常生活上の介護や健康管理等を提供します。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	(人)	14,628	15,408	15,504	16,824	17,004	19,104

②介護老人保健施設

在宅復帰をめざし、リハビリを受けたい方が利用します。病状が安定している方に、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを提供します。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人保健施設	(人)	10,548	10,668	11,088	11,088	11,112	11,112

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期にわたり療養が必要な方が対象です。介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを提供します。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護療養型医療施設	(人)	6,108	5,544	4,980	4,980	4,980	4,980

(4) その他

表の各数値について

※年間延利用者数を表しています。

※平成 23 年度は 4～8 月審査分から推計しています。

※平成 24～26 年度は利用量の見込です。

①住宅改修

自宅での手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修の補助を行います。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	(人)	844	913	1,064	1,107	1,150	1,190
介護予防住宅改修	(人)	374	412	513	580	655	740

②居宅介護支援

居宅の要介護（要支援）認定者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービスまたは介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容等を定めた計画を作成します。

		実績			計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護支援	(人)	93,291	94,271	105,333	109,620	113,876	117,836
介護予防支援	(人)	27,831	32,239	39,284	44,387	50,157	56,674

【参考】

要介護または要支援と認定された方が利用できるサービスは、下記のとおりです。

介護サービス（介護給付）	介護予防サービス（予防給付）
要介護 1～5 と認定された方が利用できるサービスです。	要支援 1・2 と認定された方が利用できる介護予防を重視したサービスです。
◎標準的の居宅サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護（医療ショートステイ） ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○住宅改修 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護※ 1 ●複合型サービス※ 2 ○居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○介護予防住宅改修 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防支援
◎居住系サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム 要支援 2 のみ利用）
◎施設サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※ 3 	

※ 1 ※ 2 は平成 24 年度に新たに創設されるサービス。

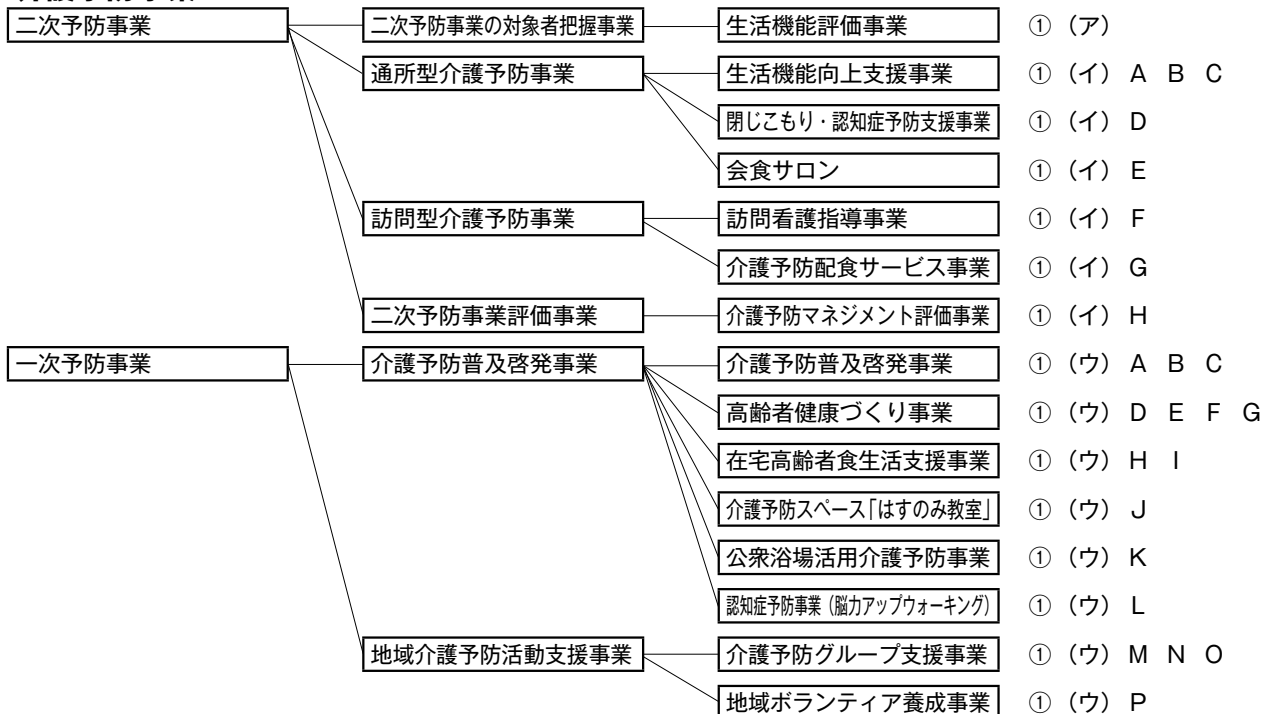
※ 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成 23 年 12 月末現在、板橋区内に整備されておりません。

●は地域密着型サービス。

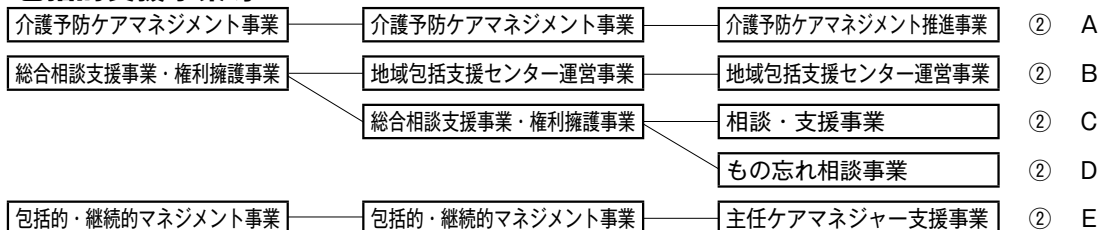
(5) 地域支援事業

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防し、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

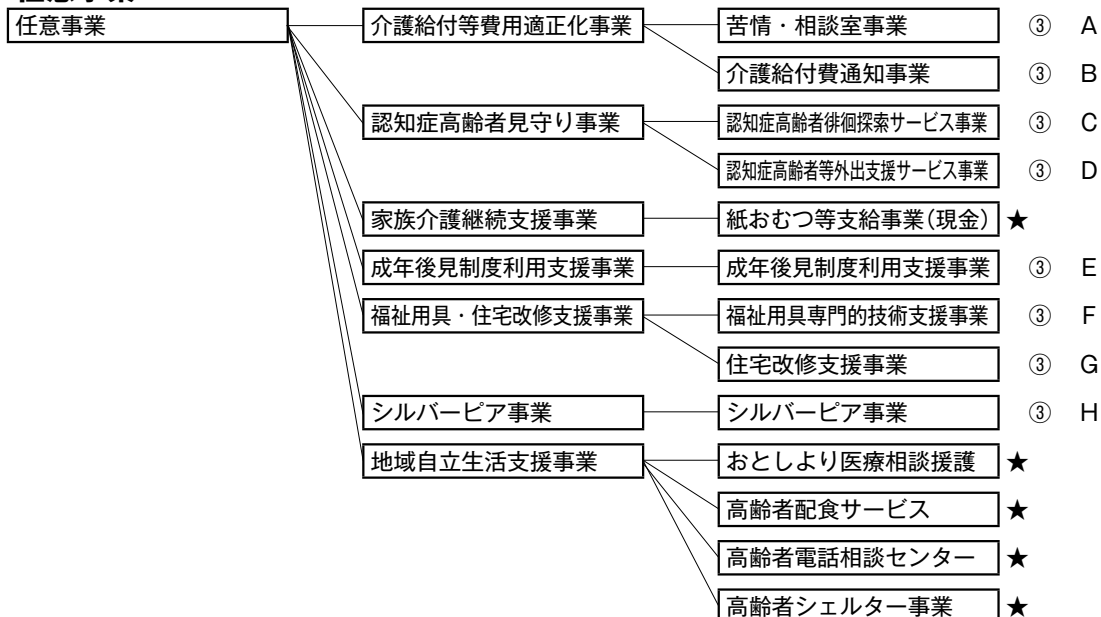
介護予防事業



包括的支援事業等



任意事業



★ 一般会計から介護保険特別会計へ移行した事業

①介護予防事業の見込量

(ア) 二次予防事業対象者把握事業（生活機能評価事業）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口	113,617 人	117,744 人	121,320 人
生活機能評価実施者数	56,808 人	70,646 人	84,924 人
高齢者人口に占める割合	50%	60%	70%
二次予防対象者数	11,361 人	14,129 人	16,984 人
高齢者人口に占める割合	10%	12%	14%

(イ) 二次予防事業の見込量

〔「実数」の表記のない項目は延数〕

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 運動コース	2,400 人	2,450 人	2,500 人
B 食生活コース	480 人	490 人	500 人
C お口の健康コース	800 人	850 人	900 人
D はつらつ教室	3,000 人	3,050 人	3,100 人
E 会食サロン	2,750 人	2,800 人	2,850 人
F 訪問看護指導	100 人	100 人	100 人
G 介護予防配食サービス	10 人	10 人	10 人
H 介護予防マネジメント評価委員会	実数 1 回	実数 1 回	実数 1 回

(ウ) 一次予防事業の見込量

〔「実数」の表記のない項目は延数〕

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A おたっしや広場	4,000 人	4,300 人	4,600 人
B 介護予防講座	400 人	450 人	500 人
C 介護予防出前講座	1,500 人	1,550 人	1,600 人
D らくらくトレーニング	17,500 人	18,000 人	18,500 人
E ひとりのできるシニアコース	1,080 人	1,080 人	1,080 人
F 高齢者の口腔ケア講習会	150 人	150 人	150 人
G 元気なシニアの栄養講座	200 人	200 人	200 人
H 栄養情報ネットワーク会議	実数 4 回	実数 4 回	実数 4 回
I 情報紙「食と栄養の知恵袋」	3 回	3 回	3 回

(「実数」の表記のない項目は延数)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
J	介護予防スペース「はすのみ教室」	4,500 人	4,500 人	4,500 人
K	公衆浴場活用介護予防事業	7,400 人	7,400 人	7,400 人
L	認知症予防事業（脳力アップウォーキング）	8 か所	12 か所	16 か所
M	介護予防グループ支援事業	8,000 人	8,100 人	8,200 人
N	介護予防グループ支援栄養教室	700 人	700 人	700 人
O	介護予防グループ支援口腔ケア教室	700 人	700 人	700 人
P	介護予防サポーター養成講座	実数 50 人	実数 50 人	実数 50 人

② 包括的支援事業の見込量

(「実数」の表記のない項目は延数)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A	介護予防ケアマネジメント推進事業	実数 6 回	実数 6 回	実数 6 回
B	地域包括支援センター運営事業	実数 16 か所	実数 16 か所	実数 16 か所
C	相談・支援事業	25,000 件	26,000 件	27,000 件
D	もの忘れ相談	実数 64 回	実数 64 回	実数 64 回
E	主任ケアマネジャー支援事業	実数 7 回	実数 7 回	実数 7 回

③ 任意事業の見込量

(「実数」の表記のない項目は延数)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A	苦情・相談室事業	1,000 件	1,000 件	1,000 件
B	介護給付費通知	12,000 件	12,500 件	13,000 件
C	認知症高齢者徘徊探索サービス事業	実数 35 人	実数 40 人	実数 45 人
D	認知症高齢者等外出支援サービス事業	実数 10 人	実数 12 人	実数 14 人
E	成年後見制度利用支援事業	実数 30 人	実数 35 人	実数 40 人
F	福祉用具専門的技術支援事業	30 件	30 件	30 件
G	住宅改修支援事業	120 件	120 件	120 件
H	シルバーピア事業（生活援助員の派遣）	9 住宅	9 住宅	11 住宅

第3節 介護保険財政の実績と見込

(1) 介護保険事業費の執行状況

歳入

単位：千円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保険料	5,366,433	5,394,099	5,364,983
介護給付費準備基金繰入金	644,684	652,503	869,643
支払基金交付金	7,648,140	7,984,051	8,874,889
国庫支出金	5,921,979	5,985,445	6,643,660
都支出金	3,829,830	4,018,448	4,479,594
一般会計繰入金	3,445,550	3,611,482	3,784,715
諸収入・財産収入	9,777	31,358	5,516
繰越金	1,116,361	1,249,538	20,000
合計	27,982,754	28,926,924	30,043,000

平成 21・22 年度は決算額、平成 23 年度は予算額

歳出

単位：千円

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費 (A)	23,848,404	24,817,504	27,428,290
介護サービス給付費	22,803,647	23,596,737	26,142,605
介護予防サービス給付費	1,044,757	1,220,767	1,285,685
特定入所者介護サービス費等給付額 (B)	763,359	809,059	1,007,794
高額介護サービス費等給付額 (C)	482,831	584,606	770,969
審査支払手数料 (D)	41,014	43,265	56,904
標準給付費見込額 (A+B+C+D)	25,135,608	26,254,433	29,263,957
地域支援事業費 (E)	673,884	680,008	757,402
介護予防事業費	294,431	280,616	323,119
包括的支援事業費・任意事業	379,453	399,392	434,283
諸支出金 (D)	923,724	1,286,259	21,641
合計 (A + B + C + D + E + D)	26,733,216	28,220,700	30,043,000

平成 21・22 年度は決算額、平成 23 年度は予算額

(2) 介護給付費の見込み

第5期介護保険事業計画期間における保険給付費の見込額については、次の事項に留意し推計します。

○要介護（要支援）認定者の増加

高齢化の進展により、高齢者の増加とともに要介護（要支援）認定者および介護サービス利用者の増加が見込まれます。

○介護サービス事業所及び介護保険施設の整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）等の新たな整備が予定されています。

○介護報酬の改定

平成24年度に介護報酬の改定が行われます。

○介護報酬の地域加算の見直し

平成24年度に介護報酬の地域加算の見直しが行われます。

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費 (A)	27,906,353	29,014,706	30,217,087	87,138,146
介護サービス給付費	26,056,233	26,792,255	27,565,907	80,414,395
介護予防サービス給付費	1,850,120	2,222,451	2,651,180	6,723,751
特定入所者介護サービス費等給付額 (B)	978,962	1,076,858	1,194,543	3,250,363
高額介護サービス費等給付額 (C)	732,750	806,025	891,628	2,430,403
審査支払手数料 (D)	52,355	57,589	63,336	173,280
標準給付費見込額 (A+B+C+D)	29,670,420	30,955,178	32,366,594	92,992,192
地域支援事業費 (E)	888,541	926,927	968,647	2,784,115
介護予防事業費	296,180	308,975	322,882	928,037
包括的支援事業費・任意事業	592,361	617,952	645,765	1,856,078
総 合 計 (A + B + C + D + E + D)	30,558,961	31,882,105	33,335,241	95,776,307

第5期（平成24～26年度）での介護給付費は、合計で約958億円と見込んでいます。

第4節 第1号被保険者の保険料の見込

(1) 財源の内訳

- 介護給付に要する費用は、サービス利用時の利用者負担分を除いて、50.0%が公費（税金）でまかなわれています。その内訳は、国と都をあわせて37.5%、区が12.5%となっています。
- 公費負担を除く50.0%の費用は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）が保険料で負担します。
- 国が負担する25.0%（施設給付では20.0%）のうち、5.0%については調整交付金として調整が行われます。

調整交付金とは

介護保険財政を安定させる仕組みで、介護給付の国庫負担25%（施設負担では20%）のうち、5%が充てられます。調整交付金は、区の後期高齢者率と所得状況の分布等を全国平均と比較し算出されます。

第4期 平均4.21% ⇒ 第5期 平均4.55%（見込）

①介護給付の財源

居宅サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 (65歳以上) 21.0%	第2号被保険者 (40～64歳) 29.0%

施設サービス費

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 20.0%	都 17.5%	区 12.5%	第1号被保険者 21.0%	第2号被保険者 29.0%

②地域支援事業の財源

介護予防事業

公費 50.0%			保険料 50.0%	
国 25.0%	都 12.5%	区 12.5%	第1号被保険者 21.0%	第2号被保険者 29.0%

包括的支援事業・任意事業

公費 79.0%			保険料 21.0%	
国 39.5%	都 19.75%	区 19.75%	第1号被保険者 21.0%	

(2) 第1号被保険者の保険料

第5期の保険料の基準額を算出するにあたり、以下の事項に留意します。

保険料が上昇する要因

○介護給付費の増加

介護サービス利用者の増加、介護報酬の改定、介護報酬地域加算の見直し等により、介護給給付費の大幅な増加が見込まれます。

○第1号被保険者の保険料負担割合の変更

財源の構成割合が20% ⇒ 21%に変更されます。

○介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止（平成23年度）

第4期の介護報酬引き上げによる介護保険料の急激な上昇を抑えるために国が交付した介護従事者処遇改善臨時特例交付金は平成23年度をもって廃止となります。

これらの要因から、第5期の介護保険料基準額の大幅な上昇が見込まれます。そのため、板橋区は以下の対応を行います。

保険料の大幅な上昇を抑える方策

◇介護給付費準備基金の活用

第4期介護保険事業計画期間に納付のあった保険料のうち、歳入と歳出の差額は安定的に介護保険制度を運営するため、介護給付費準備基金として積み立てをしています。板橋区では、平成23年度末で基金の積立額が約20億円になる予定です。このうち16億円を活用し、保険料の上昇を抑えます。

◇財政安定化基金の取り崩し

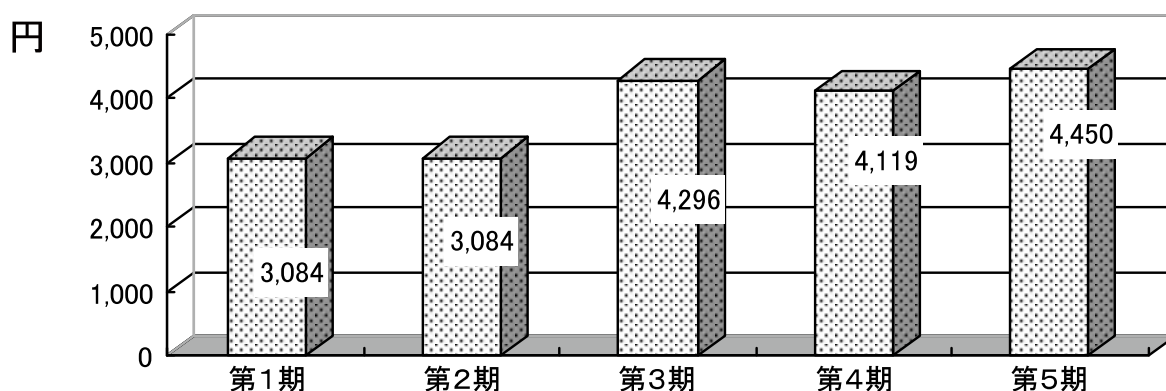
東京都が設置している財政安定化基金の一部を取り崩し保険料の上昇を抑えます。

第5期事業計画期間（平成24年度～平成26年度まで）で必要とされる介護給付費約958億円（第4期事業計画862億円 11.1%増）に対して、第1号被保険者の負担割合である21.0%を乗じた約201億円が、第1号被保険者の保険料負担額となります。

この負担額から介護給付費準備基金及び財政安定化基金の活用額を控除し、第5期の第1号被保険者（65歳以上）数で割り返した額が第5期事業計画期間における介護保険料基準額となります。

第5期介護保険料基準額月額 4,450円
（負担軽減前の基準額 4,900円）

参考：第1期から第4期までの介護保険料基準額



(3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、第4段階を保険料の基準とし、所得等によって各段階に分かれています。

第5期における保険料負担の考え方

○保険料率の見直し

保険料の上昇による影響が大きいと考えられる低所得者層の負担軽減を図るため、第2段階の基準額に対する料率を引き下げ、第8段階以上では負担能力に応じて料率を引き上げました。

○第3段階の所得区分の細分化（特例第3段階の新設）

現行の第3段階を見直し、所得区分を細分化します。

○特例第4段階の継続

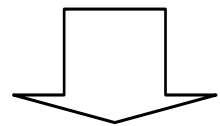
第4期から設定した特例第4段階について継続します。

○多段階設定（第10段階の設定）

負担能力に応じた保険料負担とするため、新たに第10段階を設定します。

第4期（平成21～23年度）の所得段階別介護保険料

段階	対 象 者	料率	年間保険料
1	・生活保護を受給の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0.5	24,700円
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方	0.6	29,700円
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階及び第2段階に該当しない方	0.75	37,100円
特例 4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.9	44,500円
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.0	49,400円
5	・本人が住民税課税で、合計所得金額125万円未満の方	1.2	59,300円
6	・本人が住民税課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の方	1.25	61,800円
7	・本人が住民税課税で、合計所得金額200万円以上400万円未満の方	1.5	74,100円
8	・本人が住民税課税で、合計所得金額400万円以上700万円未満の方	1.75	86,500円
9	・本人が住民税課税で、合計所得金額700万円以上の方	2.0	98,900円



第5期（平成24～26年度）の所得段階別介護保険料

段階	対 象 者	料率	年間保険料	構成比
1	・生活保護を受給の方 ・老齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方	0.5	26,700円	5.8%
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.56	29,900円	15.4%
特例 3	・世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階及び第2段階に該当しない方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.7	37,400円	7.7%
3	・世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階、第2段階及び特例第3段階に該当しない方	0.75	40,100円	6.9%
特例 4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、本人の前年中の合計所得金額＋課税対象年金収入額が80万円以下の方 ※合計所得金額がマイナスの場合、合計所得金額は0円と置き換えます	0.9	48,100円	14.5%
4	・本人は住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がいる方で、特例第4段階に該当しない方	1.0	53,400円	9.3%
5	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	64,100円	11.0%
6	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	66,800円	11.9%
7	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.5	80,100円	11.6%
8	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.8	96,100円	3.2%
9	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	2.1	112,100円	1.0%
10	・本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が1000万円以上の方	2.5	133,500円	1.7%

(4) 保険料を軽減する制度（第1号被保険者）

○災害等の減免制度

災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予（6か月以内の期間）や減免制度があります。

○生計が困難な方の保険料減額制度

対象となる方は、世帯全員が住民税非課税であること、介護保険料の所得段階が「第2段階」、「特例第3段階」または「第3段階」のいずれかであること、世帯の年間収入額及び預金貯金額が一定の基準以下であること等の一定の条件を全て満たす65歳以上の被保険者の方で、年間保険料額を「第1段階」保険料額に減額します。

(5) 利用者負担を軽減する制度

○居住費（滞在費）および食費の負担額軽減制度

介護保険施設に入所している方、または短期入所（ショートステイ）を利用している方の居住費（滞在費）および食費が、低所得者の方の過重な負担とならないよう、所得に応じて4段階に区分されています。第1段階～第3段階までの方は、負担額が軽減されます。

○高額介護（予防）サービス費

要介護（支援）者が居宅サービスまたは施設サービスに対して支払った自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額介護（予防）サービス費としてその超えた分が介護保険から払い戻されます。

○貸付制度

住宅改修費や福祉用具購入費の支払い、および高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間の経済的負担を軽減するため、保険給付見込額の範囲内で資金を無利子でお貸しします。

○災害等の減免制度

災害等の特別な事情により利用者負担分を支払うことが一次的に困難なときは、利用者負担分が免除になります。

○生計困難者に対する介護サービス事業者等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な方が介護サービスを利用するとき、過重な負担にならないように介護サービス事業者などにより利用者負担が軽減されます。

板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 27 日区長決定

(設置)

第 1 条 板橋区の介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、板橋区介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること。
- (3) 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- (4) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (5) その他介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者 16 名以内とし、区長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 被保険者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の議を経たときは非公開とすることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、委員会の下に専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、必要に応じて開催することとし、区関係職員で構成する。
- 3 委員長は、前項の規定にかかわらず、専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために必要な者を専門部会の委員とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

板橋区介護保険事業計画委員会・地域包括ケアシステム部会・介護基盤整備検討部会開催経緯
板橋区介護保険事業計画委員会

	開催日	主な議題
第1回	平成21年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 ・委員会の運営 ・第4期板橋区介護保険事業計画の概要について ・平成20年度介護保険事業の概要について ・要介護認定の調査方法の一部見直しについて
第2回	平成22年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム「板橋の里 英智園」の開設について ・介護保険サービス利用意向調査の実施結果について ・地域密着型サービス事業所の整備状況について ・介護給付の適正化に向けた取組について ・介護保険サービス事業者に対する指導状況について ・地域包括支援センター（おとしより相談センター）の活動状況について ・介護予防事業について
第3回	平成22年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期介護保険事業計画の策定について ・日常生活圏域ニーズ調査について ・地域支援事業の見直しについて ・平成21年度介護保険事業の概要について ・地域密着型サービス事業所の整備状況について ・地域密着型サービス事業者の処分について
第4回	平成23年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期板橋区介護保険事業計画の検証について ・第5期事業計画作成検討部会の設置について ・介護保険ニーズ調査の結果について ・介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金活用状況等調査の結果について
第5回	平成23年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期介護保険事業計画の骨子（案）について ・第5期介護保険事業計画の基本理念（案）について ・第5期介護保険事業計画の重点事項について
第6回	平成23年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期板橋区介護保険事業計画「中間のまとめ」（案）について ・第5期板橋区介護保険事業計画「中間のまとめ」意見募集の概要について
第7回	平成23年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）「あずさわの里」の開設について ・第5期板橋区介護保険事業計画「中間のまとめ」パブリックコメント実施結果について ・第5期板橋区介護保険事業計画（案）について
第8回	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度介護報酬改定について ・第5期板橋区介護保険事業計画（案）について ・第5期板橋区介護保険事業計画地域説明会について

板橋区介護保険事業計画委員会委員名簿

役職	委嘱日	氏名	所属等
委員長	平成 21 年 8 月 27 日	中島 健一	日本社会事業大学教授
副委員長	平成 21 年 8 月 27 日	和気 康太	明治学院大学教授
委員	平成 21 年 8 月 27 日	今村 聡	板橋区医師会代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	石島 弘己	板橋区歯科医師会副会長
委員	平成 21 年 8 月 27 日	南條 正季	板橋区薬剤師会理事
委員	平成 21 年 8 月 27 日	深町 聰子	板橋区民生・児童委員協議会代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	田中 幸子	板橋区社会福祉協議会事務局長
	平成 22 年 12 月 2 日	岩崎 道博	板橋区社会福祉協議会事務局長
委員	平成 21 年 8 月 27 日	坂本 寛	介護保険施設代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	土居 弓子	介護支援専門員代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	林 滋	介護保険事業者代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	鈴木 孝雄	板橋区町会連合会会長
委員	平成 21 年 8 月 27 日	大輪かつ子	板橋区老人クラブ連合会代表
委員	平成 21 年 8 月 27 日	根岸 善朗	公募委員
委員	平成 21 年 8 月 27 日	柴野 恭子	公募委員

(2) 地域包括ケアシステム検討部会

	開催日	主な議題
第1回	平成23年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期介護保険事業計画の骨子(案)について ・第5期介護保険事業計画の基本理念(案)について ・第5期介護保険事業計画の重点事項について
第2回	平成23年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期介護保険事業計画の重点事項について
第3回	平成23年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間のまとめ」に対する回答について ・第5期介護保険事業計画書(案)について

地域包括ケアシステム検討部会委員名簿

	役職	任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成23年7月28日	中島 健一	日本社会事業大学教授
2	委員	平成23年7月28日	田口 晋	社会福祉協議会 総務課長
3	委員	平成23年7月28日	福島 宏子	坂下地域包括支援センター
4	委員	平成23年7月28日	高橋 洋子	健康推進課健康サービス係長
5	委員	平成23年7月28日	新井 恵子	おとしより保健福祉センター 介護予防推進係長
6	委員	平成23年7月28日	中山 初代	おとしより保健福祉センター 介護普及係副係長
7	委員	平成23年7月28日	谷川 利夫	おとしより保健福祉センター 地域ケア推進担当係長
8	委員	平成23年7月28日	今野 一江	志村健康福祉センター 保健指導係長
9	委員	平成23年7月28日	鴨志田修二	生きがい推進課管理係長

(3) 介護基盤整備検討部会

	開催日	主な議題
第1回	平成23年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの整備方針について ・ 地域密着型サービスの整備方針について ・ 介護保険法改正にともなう新設サービスについて ・ 介護基盤整備計画について
第2回	平成23年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回介護基盤整備検討部会で提案された意見等について ・ 第5回介護保険事業計画委員会で提案された意見等について
第3回	平成23年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期板橋区介護保険事業計画「中間のまとめ」パブリックコメント実施結果について ・ 第5期板橋区介護保険事業計画について

介護基盤整備検討部会委員名簿

	役職	任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成23年8月4日	和気 康太	明治学院大学教授
2	委員	平成23年8月4日	篠田 聡	健康推進課計画調整係長
3	委員	平成23年8月4日	水野 雅哉	おとしより保健福祉センター管理係長
4	委員	平成23年8月4日	有馬 綾乃	おとしより保健福祉センター板橋高齢者相談係長
5	委員	平成23年8月4日	日下部 尚	板橋福祉事務所援護係長
6	委員	平成23年8月4日	岡見 和代	住宅政策課住宅政策担当係長

用語解説（五十音順）

【ア行】

○板橋区基本計画・いたばしNo.1 実現プラン（4ページ）

平成17年10月、板橋区は概ね20年後を想定し、区の将来像とそれを実現するための目標を示す新たな「基本構想」を策定しました。また、この基本構想の実現に向け、「板橋区基本計画」（計画期間：10か年）及び「いたばしNo.1 実現プラン2015」（平成23年度～27年度）が策定されています。

○板橋区地域保健福祉計画（4ページ）

“生涯を通じ、安心して住み続けられる保健と福祉のまちづくり”を目指して策定した「板橋区基本計画」の個別計画であり、平成18年度から27年度までの地域保健福祉の総合的な推進を図る計画です。

【カ行】

○キャラバンメイト（41ページ）

キャラバンメイト養成研修を修了し、認知症サポーター養成講座の運営や講師を担ってくれる人です。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）（23ページ）

介護支援専門員は、介護保険法に基づき、要介護者や要支援者、家族などからの相談に応じて要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、支援する職種です。サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等のケアプランを作成する業務を担います。

○権利擁護いたばしサポートセンター（26ページ）

認知症の症状のある高齢者や障がいのある方など自分で判断する能力が十分でない方を対象に地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスや成年後見制度などの相談や、手続きを行う社会福祉協議会の運営するセンターです。

【サ行】

○社会貢献型後見人（44ページ）

市民後見人とも言います。弁護士等の資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の方を対象に都などが実施する研修を受けた方が後見人候補になります。その後、家庭裁判所で手続きをして選ばれます。

○若年性認知症（43ページ）

65歳未満で発症する認知症。若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。

○成年後見人（44 ページ）

認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がい・精神障がいなどのある方で自分で判断することが、十分でない方のために本人に代わってその方の権利を法律的に保護し支えるための人です。家庭裁判所に手続きをして選ばれます。

【夕行】

○都市型軽費老人ホーム（64 ページ）

定員は 20 人以下で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難と認められる者が入所します。低額な料金で、食事の提供、入浴等、その他の日常生活上必要な便宜が提供されます。

【ナ行】

○認知症サポーター（41 ページ）

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の正しい理解と、あたたかな見守りやちょっとした手助けができる地域の応援者のことです。

○認知症疾患医療センター（68 ページ）

地域医療と連携し、診断や治療が難しい認知症高齢者に対応する施設です。身体的一般検査、画像診断、神経心理学的検査等の総合的評価が可能な総合病院等に設置されます。センターでは専門医が適切に診断し、医療や介護支援につなげます。

【ハ・マ・ヤ・ラ・ワ行】

○ファシリテーター（35 ページ）

自分の期待や価値に基づいて一方的に指導するのではなく、相手に必要な情報を提供し、相手が自ら決定した目標を尊重して、それが達成できるように促進する人です。

○ピアカウンセリング（69 ページ）

相談者と同じ悩みや課題を持つ人たちによる仲間同士の相談援助活動の一つです。

第5期板橋区介護保険事業計画

刊行物番号

23 - 143

発行：板橋区健康生きがい部介護保険課事業計画係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
電話 (03) 3579-2358 FAX (03) 3579-3402
Eメール：ki-jigyo@city.itabashi.tokyo.jp

再生紙を使用しています